養豚農場の飼養衛生管理のための
施設整備に係る推奨基準

令和２年８月
岐 阜 県

Ⅰ　目的

改正飼養衛生管理基準が令和２年７月に施行されたことから、これへの対応はもとより、アフリカ豚熱（ＡＳＦ）を含めた家畜伝染病に強い養豚産地づくりに向け、より高いレベルの飼養衛生管理を推進する上で望ましい施設基準を示す。

具体的な整備にあたっては、農場の立地状況、周辺野生動物の存在、病原体の侵入リスクを鑑み、管理獣医師等の専門家の意見を踏まえ設計を行うものとする。

なお、飼養衛生管理の推進は施設の適切な管理・運用によりはじめて達成されるものである。したがって、従事者に過度な負担を強いることのないよう、管理・運用における労務負担も考慮した施設のデザイン、配置を行うことが望ましい。

Ⅱ　基本的な農場形態

当推奨基準では、農場外から農場内、衛生管理区域内へと、野生動物や小動物、人や車両の出入りを介して、病原体が侵入すること防止するため、基本となる農場の形態を次のとおり定める。

◇農場外周を電気柵等及び防護柵（外柵）、衛生管理区域を防護柵（内柵）で囲み、外柵と内柵の間に一定幅のサブエリアを設ける。

◇農場の外側には、野生動物の寄り付きを防止するため、周辺の環境に応じ、草刈り等を行った緩衝帯を設ける。

<イメージ>

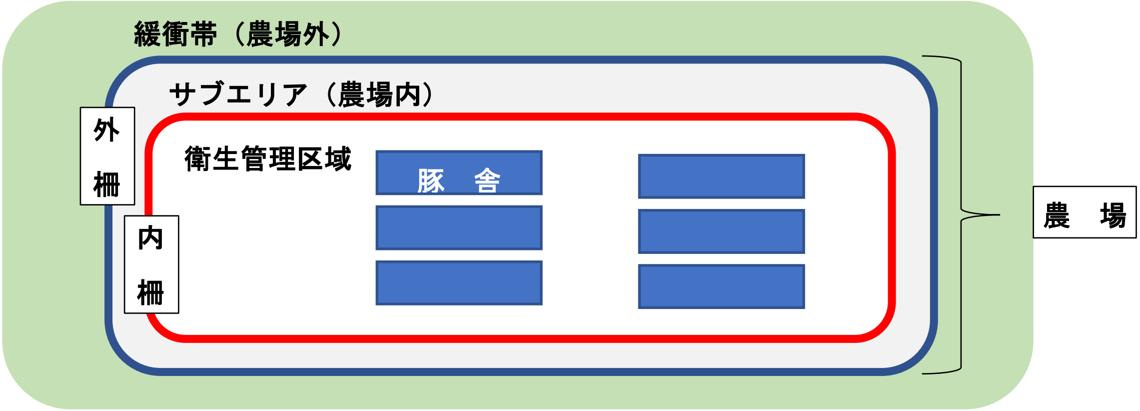

・農場内外を区別する外柵は、電気柵及び金属製フェンスの二重柵構造（又は壁等の強固な構造物）とし、金属製フェンスの高さは２ｍ以上、電気柵と金属製フェンスの間隔は１ｍとする。
・サブエリアと衛生管理区域を区分する内柵は農場周辺に生息する野生動物の飛び越えを防止可能な高さのフェンスとする。
・サブエリア及び衛生管理区域への雨水等の流入を防止するため、外柵の外側に側溝や壁等を設置する。
・農場内の人及び車両の通路部分はアスファルト又はコンクリート等で舗装する。
・飼養に関係のない者との応接や物品（郵便、宅配便及び新聞等）の受取りを行う場所（事業所の事務所等）及び従業員の駐車場は、農場外に設置する。

Ⅲ　農場施設・設備の基準

１　車両等の出入り口

・サブエリア及び衛生管理区域への人及び車両の出入口は、常時、閉鎖し施錠できるようにする。
・サブエリアへの車両の出入口には、車両底面も含む車両全体を消毒できる機能を有する車両消毒ゲート（車両消毒槽及び噴霧器等）を設置し、衛生管理区域への出入口には再度車両を消毒できる噴霧器等を配置する。
・消毒場所にはコンクリート盤、排水溝を設置し、洗浄で落下した有機物を洗い流せる構造とする。
・サブエリアへの人の入口に専用靴に交換する設備（コンテナハウス等で入口、出口が分かれているもの）を整備する。

２ 管理棟・更衣室等

・農場の管理棟は、衛生管理区域に配置する。
・衛生管理区域の入口にシャワー室及び更衣室（脱衣室及び着衣室）を設置する。なお、着衣室は、衛生管理区域として管理する。
・管理棟にシャワー室と更衣室を併設する場合は、衛生管理区域として管理するエリア（管理棟及び着衣室）と衛生管理区域外として扱うエリア（脱衣室及びシャワー室）を明確に区分する。

３ 物品等の搬入口・受入れ、持ち出し設備

・衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に物品（資機材等）の搬入口を配置し、消毒装置（くん蒸庫等）を設置する。

・衛生管理区域内に持ち込む物品（小物類）の消毒を目的とした、紫外線殺菌ハッチ（パスボックス）を、衛生管理区域と衛生管理区域外の境界に設置する。

・全ての物品等の搬入口・受入れ設備は、受入口と取出口が分かれ、一方通行（ワンウェイ）となる構造とすること。

・廃棄等のため家畜の排せつ物等が付着した物品を持ち出す場合に必要な洗浄、消毒を行う施設を有すること。

４ 物品・車両等の保管設備

・衛生管理区域内に獣医師等が使用する器具・器材（薬品や注射器等）を保管し、消毒ができる設備を設置する。

・衛生管理区域内で使用する資材（衣類、履き物等）及び車両を衛生管理区域外へ持ち出さないよう、衛生管理区域内に保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保する。

・サブエリアで使用する資材（衣類、履き物等）や車両を衛生管理区域内へ持ち込まないよう、サブエリアに保管場所（倉庫等）及び駐車場所を確保する。

５ 豚の受入・出荷設備

・導入豚の受入れ設備（受入台等）及び出荷豚の積出し設備（出荷デポ、出荷台等）を整備し、導入と出荷の導線が交差しないよう配置する。

６ 豚の飼育施設

・豚舎は、豚舎ごと又は、壁等で仕切られた部屋ごとにオールイン・オールアウト※できる構造とする。

※オールイン・オールアウトとは、豚舎を空にして、新たな豚群を一度に導入して一定期間飼養し、また一度に空にする方式。

・導入豚を一時的に隔離飼育可能な施設を主豚舎とできるだけ離れた場所に設置する。

・豚舎の出入口には、人や資材（衣類、履き物等）の更衣・消毒の設備を備え、一方通行（ワンウェイ）となる構造とすること。

・豚舎（排せつ物の搬出設備を含む）は野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は防鳥ネット等で閉鎖する。

・飼養環境の改善を図るため、豚舎周りの暑熱対策を講じるとともに、豚舎に豚舎規模に応じた換気扇を設置することが望ましい。
・衛生管理区域内の豚の移動を行う場合は、移動のための施設（豚舎間通路等）若しくは設備（移送用ケージ、フォークリフト等）を有すること。

7　飲用水設備

・飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、消毒するための設備を有すること。

8　飼料の受入・搬入設備

・荷受け用飼料タンクは、衛生管理区域の外縁に設置し、衛生管理区域外から直接投入できる位置に設置する。
・荷受け用飼料タンクから衛生管理区域内のタンク等への飼料の移送は、搬送ライン又は衛生管理区域専用のバルク車等により行う。
・袋詰め飼料を使用する場合は、衛生管理区域に持ち込む前に殺菌処理ができる設備（くん蒸庫等）を設置するとともに、衛生管理区域外から持ち込んだ飼料を衛生管理区域内で取出しできる構造とする。

9　肉を含む食品循環資源の加熱処理施設

・農場内において、肉を含む食品循環資源の加熱処理及び飼料化を行う場合は、加熱処理施設を衛生管理区域外に設置する。

10 電気・ガス等設備

・衛生管理区域用のプロパンガス庫や燃料タンク等は、衛生管理区域外で交換や供給できるよう、衛生管理区域との境界に設置する。
・電気、ガス、水道等の検針が衛生管理区域外で行えるようにメーター類を設置する。

11 へい獣処理設備

・へい獣を適切に保管・処理可能な施設（関係法規に適合した一時保管用冷蔵庫、焼却炉等）を、衛生管理区域の外縁、かつ豚舎からできるだけ離れた場所に設置する。
・へい獣処理設備は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖する。

・外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、へい獣の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造とする。

12 糞尿処理設備

・衛生管理区域内に飼養規模に応じた適切な糞尿処理設備を設置する。
・糞尿処理設備は、野生動物の侵入を防ぐための構造を有する又は、防鳥ネット等で閉鎖する。
・外部の車両等が衛生管理区域に進入することなく、堆肥の搬出が可能となるよう、衛生管理区域外から積出しできる構造とする。

以上